

平成22年3月17日

国立大学法人
三重大学長 殿

三重大学教職員組合
中央執行委員長 野崎 哲哉

三重大学職員の労働実態に関する調査の申し入れ

年度末の慌ただししい事務作業が続く現在、三重大学職員の労働状況に関してその過酷な実態が組合に伝えられています。3月に入り、ある職員のご家族からの告発メールを受け取りましたので、その内容の一部をお伝えするとともに、そうした過酷な労働実態が事実であるならば早急な改善を求めたいと思っております。

組合に寄せられた告発メールでは、他大学（大分大学）での超過勤務問題での裁判判決などにも触れた上で、一般の事務職員である家族が「毎晩22時～23時の帰宅になりました」とあり、「上司より残業代の上限を決められそれ以上はサービス残業になるようです」と述べられています。また2度目のメールでは「もう残業代は打ち切り」と断定的に言われたことも述べられています。

またこうした職員の労働実態に対して、上司は「部下が遅くまで仕事をしていることを知っていながら、自分は早く帰宅」し部下のみが残業をさせられ、「土曜日もサービス」で部下が出社し「それも夜10時頃の帰宅」となっているようです。

さらに、こうした上司については「先日部下からみた上司の評価アンケートがあったようですが、メールのため誰かすぐ判るため本音が書けない」と、風通しの悪い職場環境についても厳しい指摘がなされています。

すべてが事実であるならば、これは由々しき問題であると言わざるを得ません。このメールを寄せられたご家族は、最後の所で「局長クラスの方々是一般社員が過酷な労働をしていることを知らされていないようです。労働基準局にも相談しなくてはならない時期になりましたので組合で問題にあげていただき」とたいと締めくくられておられます。

当然のことですが、「公益通報者保護法」の趣旨に照らして、大学側として無用な告発者捜しは絶対になされないとはいいますが、今三重大学の職員が過酷な労働を強いられ、過労により倒れかねない状況に追い込まれている実態を深く理解して頂き、早急な実態調査と改善をお願いしたいと思います。

つきましては、三重大学職員就業規則および労使協定に違反する労働実態が現実にあるのかどうか、またそうした実態があったと確認された場合にはどのような改善策を講じたのかどうか、について3月末までにご回答をお願いいたします。

以上